



郡山市議会「郡山市産米の消費拡大に向けた特別委員会」 の協議結果がまとまり、市長へ提言書を提出します



ターゲット 2.4

令和4年11月28日

郡山市議会事務局

総務議事課

課長 吉村 隆

TEL：924-2521

SDGs ターゲット 2.4 「持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を実践する」

令和3年12月定例会において「郡山市産米の消費拡大に向けた特別委員会」を設置し、郡山市産米の消費拡大に向け、調査・検討等協議を行ってまいりました。

このたび、特別委員会における協議結果等を踏まえ、11月30日の令和4年12月定例会本会議に、「郡山市産米の消費拡大に向けた提言書案」及び「郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例案」を提出します。提言書については、議決を受けた後に、議長から市長へ提出します。

記

1 日 時 令和4年11月30日（水） ※12月定例会本会議終了後

2 場 所 市役所本庁舎2階 庁議室

3 出席者 郡山市議会 議長 塩田 義智
副議長 但野 光夫
郡山市産米の消費拡大に向けた特別委員会委員長 七海 喜久雄
郡山市産米の消費拡大に向けた特別委員会副委員長 田川 正治
郡山市 市長 品川 萬里
副市長 菅野 利和
副市長 村上 一郎

4 内 容 「郡山市産米の消費拡大に向けた提言書」の提出

<郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例の主な内容> 条例の概要は別紙のとおり

- ・郡山市産米の消費拡大に向けた基本方針を規定
- ・市、生産者、事業者、市民の役割を明記
- ・毎月8日をこおりやま「お米の日」とし、消費拡大に向けた取組を推進

<郡山市産米の消費拡大に向けた特別委員会>

郡山市産米の消費拡大について調査・検討を行うため、令和3年12月17日に設置した特別委員会 委員は別紙のとおり

郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例の概要

前文

- 郡山市は、安積開拓など先人たちのたゆまぬ努力の積み重ねにより国内有数の米どころとなった。
- 米の消費量が減少し、米価の下落や耕作放棄地の増加等の課題が顕在化している。
- 国内農業生産を維持し、食料自給率が高い米の安定的供給確保は、受け継いでいくべき大切な使命である。
- 本市の米が多くの方に消費されることは、日本の伝統的な食文化の醸成や本市の魅力の更なる発信、地域産業の振興と持続的な発展につながる。
- 市、生産者、事業者及び市民が一体となって郡山市産米の消費拡大を推進するため条例を制定する。

第1条 目的

- 消費拡大に向けた基本方針を定める。
- 市、生産者、事業者、市民の役割を明らかにする。
- 郡山市産米の消費拡大の推進に寄与する。

第2条 定義

- 生産者 本市の区域内で米を生産する者
- 事業者 本市の区域内で食品の製造、加工、流通、販売又は飲食の提供等を業として行う者
- 米等 本市の区域内で生産された米、その加工品

第3条 基本方針

- 米等の安全性及び品質の確保
- 米等の消費拡大
- 米等の広域的な販売及び活用

第4条～第7条 市、生産者、事業者、市民の役割

第4条 市の役割

- 輸出を含めた販路拡大など、米等の消費拡大の推進に必要な施策を総合的に実施する。
- 市が実施する事業において米等を積極的に活用する。

第5条 生産者の役割

- 米等の品質の更なる向上を図るとともに、安全で安心な米の生産及び供給に努める。

第6条 事業者の役割

- 相互に連携し、米等の消費拡大の推進に向けて取り組むよう努める。

第7条 市民の役割

- 市、生産者及び事業者が行う米等の消費拡大に関する取組みに協力するよう努める。

第8条 こおりやま「お米の日」

- 消費拡大に向けて、生産者、事業者及び市民と連携した取り組みを推進するため、こおりやま「お米の日」を設ける。
- こおりやま「お米の日」は、毎月8日とする。

第9条 個人の嗜好等への配慮

- 市、生産者、事業者及び市民は、条例の施行に当たっては、個人の嗜好及び意思に配慮する。

附則

- 施行日：公布の日

郡山市産米の消費拡大に向けた特別委員会

<令和3年12月17日設置>

会派名	委員名	人数
志翔会	森合 秀行 ◎七海喜久雄	2名
新政会	福田 文子 栗原 晃	2名
郡山市議会公明党	○田川 正治	1名
緑風会	大木 進	1名
立憲民主党郡山	飯塚 裕一	1名
自由民主党郡山市議団	村上 晃一	1名
日本共産党郡山市議団	高橋 善治	1名
国民民主党	渡部 龍治	1名
委 員 数		10名